

京都大学総合博物館規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十三号)

京都大学総合博物館規程(平成九年達示第十六号)の全部を次のように改正する。

京都大学総合博物館規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学総合博物館(以下「博物館」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 博物館は、学内共同教育研究施設として、学術標本資料に関する収蔵、展示、公開及び教育研究の支援を行うとともに、これに関連する次の各号に掲げる研究を行う。

- 一 学術標本資料の収集及びその利用に関すること。
- 二 学術標本資料の解析及び学術的評価に関すること。
- 三 学術標本資料の情報化に関すること。

(館長)

第三条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 館長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 館長は、博物館の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 博物館に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会の議を経て館長が定める。

(運営委員会)

第五条 博物館に、その運営に関する事項について館長の諮問に应ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、館長が定める。

(事務組織)

第六条 博物館に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第七条 この規程に定めるもののほか、博物館の内部組織については、館長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

- 2 この規程の施行後最初に任命する館長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学総合博物館協議員会規程（平成九年達示第十七号）
 - 二 京都大学総合博物館運営委員会規程（平成九年達示第十八号）
 - 三 京都大学総合博物館館長候補者選考規程（平成九年達示第十九号）